

広島県景観審議会規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条〜第三条 (略) (庶務) 第四条 審議会の庶務は、環境県民局環境部環境保全課において処理する。 第五条 (略)</p>	<p>第一条〜第三条 (略) (庶務) 第四条 審議会の庶務は、環境部環境対策局環境調整室において処理する。 第五条 (略)</p>